

○平取町電気自動車等の貸出事業に関する要綱

令和5年1月12日

訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、平取町が公用車として保有する電気自動車及び外部給電器（以下、「E V等」という。）の貸出しに関して必要な事項を定め、E V等を閉庁日に個人及び団体等へ広く貸出すことにより、E V等の普及啓発を図るとともに、イベント等での利用を通じて、脱炭素化に関する理解の推進に寄与することを目的とする。

(貸出車両)

第2条 貸出対象のE V等（以下「貸出公用車等」という。）は、別表のとおりとする。

(貸出の目的)

第3条 貸出公用車等の貸出しは、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 町民及び観光客の移動手段としての活用に供するとき。
- (2) イベント等での活用に供するとき。
- (3) その他町長が特に必要と認めるとき。

(貸出の制限)

第4条 貸出公用車等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出ししないことができる。

- (1) 使用目的が、営利、宗教及び政治活動としているとき。
- (2) 平取町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年平取町条例第11号）第2条第1号第1項から第3項に規定するものが使用するとき。
- (3) その他町長が適当でないとき。

(貸出日)

第5条 貸出公用車等の貸出しを行う日は、町において当該貸出公用車等を使用する予定がない土、日、祝日などの閉庁日のみとする。ただし、年末年始における閉庁日は貸出ししないこととする。

(貸出期間)

第6条 貸出公用車等の貸出しを行う期間（以下「貸出期間」という。）は、1日以内とする。

(使用料)

第7条 貸出公用車等の貸出しに係る使用料（燃料としての電気代金を含む。）は、無償とする。ただし、指定した施設以外での充電については自己負担とする。

(貸出申請)

第8条 貸出公用車等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の10日前までに、貸出公用車等貸出許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 運転者の運転免許証の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(貸出許可)

第9条 町長は、前条に規定する貸出許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸出しを適当と認めるときは、貸出公用車等貸出許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(貸出許可の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出許可を取り消すことができる。

(1) 災害等の緊急、かつやむを得ない理由により、貸出公用車等を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 運行上その他の事情で貸出公用車等に支障が生じたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により、貸出許可を受けたとき。

(4) その他町長が貸出することを適当でないと認めたとき。

(目的外の使用等の禁止)

第11条 貸出許可を受けた者（以下「被許可者」という。）は、貸出公用車等を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

2 被許可者は、運転前に運転者について次の各号に掲げる事項のほか、安全な運転に支障が無いことを確認しなければならない。

(1) 運転時に有効な普通運転免許証を携帯していること。

(2) 体調不良ではないこと。また、運転に支障のある薬を服用していないこと。

(3) 運転に際して補助装置を必要としないこと。

(4) 酒酔い又は酒気帯びの状態ではないこと。

3 被許可者は第9条第1項の貸出許可書に記載された運転者以外の者に貸出公用車を運転させてはならない。

(許可内容の変更等)

第12条 被許可者は、第9条の許可を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出しを中止しようとするときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第13条 被許可者及び運転者（以下「運転者等」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。

2 運転者等は、貸出公用車等について、善良な管理者としての注意を持って使用しなければならない。

(返却)

第14条 運転者等は、貸出公用車等の使用を終えたときは、当該貸出公用車の室内清掃を行い、指定された返却場所に返却し、貸出公用車の汚損状況等の確認を受けなければならない。

(事故等の届出)

第 15 条 運転者等は、貸出公用車等の使用中に事故があった場合には、速やかに町に連絡するとともに、貸出公用車等事故届出書(様式第 3 号)により、町長に届け出なければならない。

2 運転者等は、前項に規定する事故に関し、町が貸出公用車について契約した自賠責保険及び自動車任意保険(自動車共済を含む。以下「契約自動車保険等」という。)の加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく町長に提出しなければならない。

3 運転者等は、貸出公用車等を損傷し、又は滅失した場合には、貸出公用車等損傷等届出書(様式第 4 号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償責任等)

第 16 条 運転者等は、事故により第三者に損害を与えた場合には、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、契約自動車保険等の約款等に基づき、町と処理方法等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。

2 町は、貸出公用車の事故等により生じた貸出公用車及び第三者への損害について、賠償責任を負うものとする。

3 運転者等は、貸出公用車等を損傷し、若しくは滅失した場合において、契約自動車保険等で補填されない部分については、運転者等の責任において損害賠償し、又は原状復旧しなければならない。

4 事故等により運転者又は同乗者自身が受けた損害について、契約自動車保険等で補填されない部分については、運転者又は同乗者が自己の責任において処理するものとし、町は責任を負わないものとする。

5 事故又は天災その他偶発的な原因によって生じた貸出公用車等に積載した荷物等の汚損、破損その他の損害については、町は責任を負わないものとする。

(求償)

第 17 条 前条第 2 項の規定により、町が損害賠償責任を負う場合において、運転者等に故意又は重大な過失があったときは、町は負担した損害賠償の全部又は一部について運転者等に対して求償することができるものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、貸出公用車等の貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 貸出公用車等一覧表

(1) 貸出公用車

| 車両番号 | 車種 | 数量 | 備考 |
|------------|---------------------|----|-------|
| 室蘭300は3682 | 日産自動車 リーフ (シルバー) | 1台 | 電気自動車 |

(2) 貸出備品

| 機器名称 | 数量 | 備考 |
|------------------------------|----|-------|
| ニチコン株式会社 パワームーバー VPS-4C1A | 1台 | 外部給電器 |